

議案第40号	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
人 事 課	平成24年4月1日付けで北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園が組合の名称を変更することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。
<p>【改正规約】 兵庫県市町村職員退職手当組合理約</p> <p>【改正趣旨】 平成24年4月1日に北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園を北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園に名称変更する。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第286条第1項</p> <p>【改正内容】 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約 別表第1号表中、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園に改める。</p> <p>【施行期日】 平成24年4月1日</p>	